

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年3月31日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が「県立学校処務規程の一部を改正する訓令」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

名護高等学校 名護高等学校定時制	名護定 名護定	を	名護高等学校	名護	に、
読谷高等学校 読谷高等学校定時制	読谷定 読谷定	を	読谷高等学校	読谷	に、
伊良部高等学校 宮古高等学校定時制	伊良部定 宮古定	を	伊良部高等学校	伊良部	に、
北部農林高等学校 普天間高等学校定時制	北農定 普天間定	を	北部農林高等学校	北農	に、
南部農林高等学校 南部農林高等学校定時制	南農定 南農定	を	南部農林高等学校	南農	に、
中部工業高等学校	中工	を	美来工科高等学校	美来工科	に、
中部商業高等学校 中部商業高等学校定時制	中商定 中商定	を	中部商業高等学校	中商	に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正（平成17年4月1日施行予定）及び沖縄県立高等学校管理規則の改正に伴い、県立学校処務規程の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

(1) 県立学校処務規程第13条の別表第1の「中部工業高等学校」を「美来工科高等学校」に、「中工」を「美来工科」に改める。

(2) 同じく別表第1の

「 <table border="0"><tr><td>名護高等学校</td><td>名護</td></tr><tr><td>名護高等学校定時制</td><td>名護定</td></tr></table> 」	名護高等学校	名護	名護高等学校定時制	名護定	を	「 <table border="0"><tr><td>名護高等学校</td><td>名護</td></tr></table> 」に、	名護高等学校	名護
名護高等学校	名護							
名護高等学校定時制	名護定							
名護高等学校	名護							
「 <table border="0"><tr><td>読谷高等学校</td><td>読谷</td></tr><tr><td>読谷高等学校定時制</td><td>読谷定</td></tr></table> 」	読谷高等学校	読谷	読谷高等学校定時制	読谷定	を	「 <table border="0"><tr><td>読谷高等学校</td><td>読谷</td></tr></table> 」に、	読谷高等学校	読谷
読谷高等学校	読谷							
読谷高等学校定時制	読谷定							
読谷高等学校	読谷							
「 <table border="0"><tr><td>伊良部高等学校</td><td>伊良部</td></tr><tr><td>宮古高等学校定時制</td><td>宮古定</td></tr></table> 」	伊良部高等学校	伊良部	宮古高等学校定時制	宮古定	を	「 <table border="0"><tr><td>伊良部高等学校</td><td>伊良部</td></tr></table> 」に、	伊良部高等学校	伊良部
伊良部高等学校	伊良部							
宮古高等学校定時制	宮古定							
伊良部高等学校	伊良部							
「 <table border="0"><tr><td>北部農林高等学校</td><td>北農</td></tr><tr><td>普天間高等学校定時制</td><td>普天間定</td></tr></table> 」	北部農林高等学校	北農	普天間高等学校定時制	普天間定	を	「 <table border="0"><tr><td>北部農林高等学校</td><td>北農</td></tr></table> 」に、	北部農林高等学校	北農
北部農林高等学校	北農							
普天間高等学校定時制	普天間定							
北部農林高等学校	北農							
「 <table border="0"><tr><td>南部農林高等学校</td><td>南農</td></tr><tr><td>南部農林高等学校定時制</td><td>南農定</td></tr></table> 」	南部農林高等学校	南農	南部農林高等学校定時制	南農定	を	「 <table border="0"><tr><td>南部農林高等学校</td><td>南農</td></tr></table> 」に、	南部農林高等学校	南農
南部農林高等学校	南農							
南部農林高等学校定時制	南農定							
南部農林高等学校	南農							
「 <table border="0"><tr><td>中部商業高等学校</td><td>中商</td></tr><tr><td>中部商業高等学校定時制</td><td>中商定</td></tr></table> 」	中部商業高等学校	中商	中部商業高等学校定時制	中商定	を	「 <table border="0"><tr><td>中部商業高等学校</td><td>中商</td></tr></table> 」に	中部商業高等学校	中商
中部商業高等学校	中商							
中部商業高等学校定時制	中商定							
中部商業高等学校	中商							

改める。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

新		旧	
学校	記号	学校	記号
名護高等学校	名護	名護高等学校 定時制	名護
読谷高等学校	読谷	読谷高等学校 定時制	読谷
伊良部高等学校	伊良部	伊良部高等学校 定時制	伊良部
北部農林高等学校	北農	北部農林高等学校 定時制	北農
南部農林高等学校	南農	南部農林高等学校 定時制	南農
美来工科高等学校	美来工科	中部工業高等学校	中工
中部商業高等学校	中商	中部商業高等学校 定時制	中商